

さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市ふれあい福祉基金条例（平成13年さいたま市条例第90号）第6条の規定に基づき、ボランティア活動を行う団体、NPO団体その他の民間福祉団体の行う市内の地域福祉の推進を目的とする事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付は、ふれあい福祉基金を原資として予算の範囲内で行うものとし、補助金の交付に係る団体、事業、経費及び補助額は別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業及び経費については、補助金の交付の対象としな

いものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 介護保険事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
- (4) 法人（NPO法人を除く。）の行う事業
- (5) 市その他の団体等から補助を受けている事業（地区社会福祉協議会が行う、市社会福祉協議会の「地域福祉活動補助金」を利用する「高齢者地域ケア・ネットワーク」に関する事業を除く。）
- (6) 光熱水費及び燃料費
- (7) 交通費
- (8) 保険料
- (9) 家賃
- (10) 人件費（別表2参照）
- (11) 飲食費又は食材費

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期間に、ふれあい福祉基金運用補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書又は修繕計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 収支予算内訳書
- (4) 見積書又は領収書
- (5) 申請団体の概要書
- (6) 宣誓書等（様式第11号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、さいたま市社会福祉審議会地域

福祉専門分科会の審査を経て、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に対し、ふれあい福祉基金運用補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、速やかに当該申請者に対し、ふれあい福祉基金運用補助金不交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が指定する期日までにふれあい福祉基金運用補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更申請)

第7条 申請者は、当該補助金の申請事項に変更が生じた場合は、速やかにふれあい福祉基金運用補助金変更申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後における事業計画書又は修繕計画書
- (2) 変更後における収支予算書
- (3) 見積書

(変更決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更申請があった場合においては、変更に係る内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに当該申請者に対し、ふれあい福祉基金運用補助金変更交付決定通知書（様式第6号）を通知するものとする。

- 2 第4条の規定は、前項の規定による補助金の交付の可否の決定について準用する。

(実績報告)

第9条 第4条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、市長が指定する日までに、ふれあい福祉基金運用補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、交付申請までに補助対象事業が完了しているときは、補助金交付後1月以内に提出しなければならない。

- (1) 事業・修繕報告書兼収支決算書
- (2) 領収書

(額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、ふれあい福祉基金運用補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該交付決定団体に交付するものとする。

(交付時期等)

第 11 条 補助金は、補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときには、ふれあい福祉基金運用補助金（概算）交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 12 条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、「ふれあい福祉基金運用補助金交付決定取消通知書」（様式第 10 号）により、交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は募集要領に違反したとき。
- (2) 補助事業が実施できなかったとき。
- (3) 補助事業に余剰金が生じたとき。
- (4) 第 15 条各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第 13 条 交付決定団体は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けなくて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 備品（2 万円以上）
- (2) 施設修繕箇所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定めるもの

(関係書類の整備)

第 14 条 交付決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該補助事業完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(暴力団排除)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当するものは、この補助金の対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の規定は、この要綱の施行の日以後にこの補助金の交付申請書を提出したものについて適用し、同日前に交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

団体	事業	経費	補助額
<p>市内において、申請日又は対象事業実施日のいずれか早い日以前に6月以上にわたって、活動を行っているボランティア活動を行う団体、NPO団体その他の民間福祉団体</p>	<p>A 市内において行われる次に掲げる事業</p> <p>(1) 高齢者、障害者(児)、児童等の福祉を増進する事業</p> <p>(2) 高齢者、障害者(児)、児童等の社会参加を推進する事業</p> <p>(3) 地域福祉のネットワークづくりを推進する事業</p> <p>(4) 地域の課題に対応した、公益性が高く継続性のある先進的な保健福祉事業</p>	<p>(1)事業費</p> <p>ア 資材購入費 活動に直接使用する資・機材、資料等の購入費、印刷製本費</p> <p>イ 使用料 活動に係る会場使用料、車両借上げ料、機材使用料</p> <p>ウ 講師等謝金(別表2参照) (事業アドバイザー経費含)</p> <p>エ 市社会福祉協議会の「地域福祉活動補助金」を利用する「高齢者地域ケア・ネットワーク」に関する事業に係る経費</p> <p>オ 活動の周知に係る経費</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p>	<p>事業費(補助対象経費の合計)の5分の4以内(30万円を限度とする。)</p>
	<p>B 市内において行われる心身障害者地域デイケア施設、地域活動支援センター、放課後児童クラブの修繕</p>	<p>(2)施設修繕費 事業を行うのに必要な施設等の原状回復に係る修繕費(事務所又は施設の新設を除く。)</p>	<p>諸修理等に係る経費の5分の4以内(50万円を限度とする。)</p>

別表2（人件費及び講師謝金関係）

補助対象	講師謝金	<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的が団体メンバー、会員以外の市民も含め対象としたもの ・事業を行うにあたり、団体メンバー、会員の必要不可欠なスキル等を習得するために実施する研修 <p>(2) 講師の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門相談(カウンセリング等) ・専門支援 <p>例 体操教室、サロンにおける演奏会、講演、研修、〇〇教室、保育代(事業に必要であり、団体会員等以外が行う場合)、教材等の作成謝礼等</p>
補助対象外	人件費	<p>(1) 団体職員⇒給与、手当、謝礼等</p> <p>(2) 団体関係者⇒会員、理事などの給与、手当、謝礼等</p> <p>(3) 活動協力者への謝礼</p> <p>例 申請団体の職員への謝礼、ボランティアへの謝礼等</p>
	講師謝金	<p>事業の目的が 団体メンバー、会員のみを対象としたもの (必要不可欠なスキル等を習得するために実施するものを除く)</p>
	その他	<p>イベント等への参加賞、参加謝礼等</p>